

一般社団法人 大学アライアンスやまなし 委員会設置規則

(令和元年 12 月 18 日理事会議決)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般社団法人 大学アライアンスやまなし(以下「本法人」という。)定款第 46 条の規定により設置する委員会の組織及び運営について定める。

(委員会の職務)

第 2 条 各委員会はその職務として、委員会の名称及び目的、活動事項を各委員会規則に定めなければならない。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成することを原則とする。

(1) 委員長(1 名)

(2) 委員(若干名)

2 委員長は、理事又は社員の構成員とし、理事会の承認を得た者とする。

3 委員は、委員長が指名し、理事会の承認を得た者とする。

4 委員数は、各委員会規則に定める人数とする。

5 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

6 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。

7 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

8 委員長は、必要に応じてWGを置くことができる。

(議事録及び活動報告)

第 4 条 各委員会は、議事録を作成し、直近に開催される理事会へ活動状況を報告する。

2 各委員会は、年度末までに活動報告書を作成し、理事会に提出する。

3 委員会の議事録及び活動報告書は、事務局にて保管する。

(秘密保持)

第 5 条 委員は、委員会を通じて知り得た情報の秘密を保持しなければならない。

2 委員及び関係者は、委員会を通じて知り得た情報を利用し、又は他人に漏らしてはならない。

(細則)

第 6 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第 7 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、令和元年 12 月 18 日より施行する。